新型コロナウイルス感染症に関する
支援制度ガイドブック

釜　石　市

第６版　令和３年７月１日

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大の防止対策として、外出自粛や施設の使用中止（休業）を求めるとともに、３つの密を避けることなどを要請してまいりました。

このような中、市民の皆さまや多くの事業者の皆さまにおかれては、収入の減少などの影響が出ており、新型コロナウイルス感染症対策として、様々な対策が進められて来ております。

このガイドブックは、国、県、市などにおける支援制度をまとめたものとなっておりますのでご活用ください。

改訂履歴

日付	改訂内容
令和２年７月17日	初版発行
令和２年９月16日	第２版発行 ○事業終了により削除 【給付金(国)】特別定額給付金、【給付金(釜石市)】生活支援給付金、 【給付金(釜石市)】ひとり親支援給付金、かまいし学生エール便、 【補助金・事業継続支援(釜石市)】新型コロナウイルス感染症対策事業者応援補助金 ○制度新設　～　妊産婦家事支援サービス
令和２年10月12日	第３版発行 ○制度新設 【補助金・事業継続支援（釜石市)】漁業就業者受入緊急対策事業 【補助金・事業継続支援（釜石市)】農業就業者受入緊急対策事業 【活動支援（釜石市)】ものづくり産業支援事業補助金
令和３年３月18日	第４版発行 ○制度新設 【給付金（釜石市)】福祉的就労者支援金事業 【補助金・事業継続支援（国)】事業再構築補助金 【補助金・事業継続支援（釜石市)】釜石市中小企業等事業再構築促進事業補助金 【活動支援（釜石市)】地域交通運行支援事業 【低所得者への生活支援】福祉エール便事業
令和３年６月１日	第５版発行 ○事業終了により削除 市税の納税猶予 【補助金（釜石市)】漁業共済掛金補助金 【補助金・事業継続支援（釜石市)】農業就業者受入緊急対策事業 ○制度新設 【給付金・事業継続支援（国)】月次支援金 【補助金・事業継続支援（岩手県)】地域企業経営支援金支給事業 【補助金・事業継続支援（釜石市)】地域交通運行支援事業 【補助金・事業継続支援（釜石市)】起業支援事業補助金 【補助金・事業継続支援（釜石市)】地域商業活性化支援補助金 【資金繰り支援（岩手県)】岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金（伴走支援資金） 【給付金（国)】子育て世帯生活支援特別給付金 【活動支援（釜石市)】新型コロナウイルス感染症影響調査補助金 【低所得者への生活支援】福祉エール便事業
令和３年７月１日	第６版発行 ○制度新設 【給付金（釜石市)】新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（1頁）

目　　次

（１）収入が大きく減少したときの支援策

●生活福祉資金貸付制度（特例貸付）　～ 1
●新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金【新規】　～ 1
●傷病手当金　～ 2
●公共料金の支払期限の延長　～ 2
●国民健康保険税の減免　～ 3
●国民年金保険料の免除　～ 4
●後期高齢者医療保険料の減免　～ 4
●介護保険料の減免　～ 6
●【支援金・給付金（国)】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金　～ 6
●福祉的就労者支援金事業　～ 7

（２）学生への支援策

●修学支援新制度　～ 8
●釜石市育英会奨学生の追加募集・釜石市育英会奨学金の返還猶予　～ 8
●かまいし学生エール便　～ 9

（３）住宅に関する支援策

●住居確保給付金　～ 9

（４）妊産婦の方への支援策

●妊産婦家事支援サービス　～ 10

（５）事業者（中小企業者・小規模事業者）向け支援策

●【給付金・事業継続支援（国)】月次支援金　～ 10
●【補助金・事業継続支援（国)】小規模事業者持続化補助金　～ 11
●【補助金・事業継続支援（国)】事業再構築補助金　～ 11
●【補助金・事業継続支援（岩手県)】地域企業経営支援金支給事業　～ 12
●【補助金・事業継続支援（釜石市)】釜石市中小企業等事業再構築促進事業補助金　～ 12
●【補助金・事業継続支援（釜石市)】地域交通運行支援事業　～ 12
●【補助金・事業継続支援（釜石市)】起業支援事業補助金　～ 13
●【補助金・事業継続支援（釜石市)】地域商業活性化支援補助金　～ 13
●【資金繰り支援（日本政策金融公庫)】新型コロナウイルス感染症特別貸付　～ 14
●【資金繰り支援（日本政策金融公庫)】新型コロナウイルス対策マル経融資　～ 14
●【資金繰り支援（商工組合中央金庫)】危機対応融資　～ 14
●【資金繰り支援（日本政策金融公庫)】生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付　～ 15
●【資金繰り支援（日本政策金融公庫)】新型コロナウイルス対策衛経融資　～ 15
●【資金繰り支援】特別利子補給制度　～ 15

●【資金繰り支援（日本政策金融公庫)】衛生環境激変対策特別貸付 ～ 16
●【資金繰り支援（岩手県)】岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金 ～ 16
●【資金繰り支援（岩手県)】岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金（伴走支援資金） ～ 16
●【資金繰り支援（釜石市)】釜石市中小企業振興資金融資 ～ 17
●【雇用支援（国)】雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症特例措置） ～ 17
●【猶予・事業継続支援（釜石市)】市施設建物賃貸料の支払猶予 ～ 18
●【猶予・事業継続支援（釜石市)】税外収入の納付猶予 ～ 18
●【助成金・事業継続支援（釜石市)】新型コロナウイルス感染症対策かまいし宿泊エール割事業【第３弾】 ～ 18
●【給付金・事業継続支援（釜石市)】釜石市新型コロナウイルス感染症公共交通対策事業 ～ 19
●【税の特例措置（国）】固定資産税の特例措置 ～ 19

（６）農林漁業者向け支援策

●【雇用支援（国）※再掲】雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症特例措置） ～ 20
●【助成金（国)】小学校休業等対応助成金 ～ 20
●【雇用支援（国)】外国人技能実習生等に対する雇用支援 ～ 21
●【給付金（国)】農業労働力確保緊急支援事業 ～ 21
●【資金繰り支援（無利子・無保証等)】 農業制度資金 ～ 21

（７）その他の支援策

●【給付金（国)】子育て世帯生活支援特別給付金 ～ 22
●【活動支援（釜石市)】新型コロナウイルス感染症影響調査補助金 ～ 23
●【地域経済活性化支援（釜石市)】キャッシュレス決済ポイント還元事業 ～ 23
●【低所得者への生活支援】福祉エール便事業 ～ 23
●【活動支援（釜石市)】かまいしオンラインショッピングモール開設支援事業補助金 ～ 23
●【市民向け商品券（釜石市)】新型コロナウイルス感染症対策かまいしエール券事業【第２弾】～ 24

■　市民の方向け相談窓口

～ 25

（１）収入が大きく減少したときの支援策

制度の名称	**生活福祉資金貸付制度（特例貸付）**
支援の種類	貸付
概　要	新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして生活資金でお悩みの方々に向けて、「生活福祉資金貸付制度」より特例貸付、要件の一部拡大を実施しています。相談・申請は釜石市社会福祉協議会、審査・貸付決定・送金は岩手県社会福祉協議会が行います。今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。 **○ 緊急小口資金（特例貸付）** ■対象者　新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ■貸付上限額　10 万円以内（特例で上限額を 20 万円以内に拡大※要件有） ■据置期間　１年以内　■償還期間　２年以内　■貸付利子・保証人　無利子・不要 **○ 総合支援資金（生活支援費の要件一部拡大）** ■対象者　新型コロナウイルスの影響を受け、失業等や収入の減少により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ■貸付上限額　（単身世帯）月 15 万円以内　（複数世帯）月 20 万円以内 ※貸付期間　原則３月以内 ３月目において、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少や失業等により生活が困窮しており、自立相談支援機関の支援を受ける場合は、３月以内で貸付期間を延長することができます。 ■据置期間　１年以内　■償還期間　10 年以内　■貸付利子・保証人　無利子・不要
お問い合わせ	釜石市社会福祉協議会　２４－２５１１

制度の名称	**新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金【新規】**
支援の種類	給付金
概　要	総合支援資金の再貸付が終了し、さらなる貸付を利用できない生活困窮世帯を対象として支援金を最大３カ月給付します。 【支給要件】 総合支援資金の再貸付を終了し、以下の要件を満たしていること ① 収入基準　下表のとおり ② 資産基準　下表のとおり　（単位：円） ③ 求職　公共職業安定所に求職申込をし、誠実且つ熱心に求職活動を行うこと
お問い合わせ	釜石市役所　地域福祉課　保護係　２２－０１７７

収入基準額	単身世帯	2 人世帯	3 人以上世帯
収入基準額（月額）	109,000	152,000	180,000
資産基準額	468,000	690,000	840,000
支援限度額（月額）	60,000	80,000	100,000

制度の名称	**傷病手当金**
支援の種類	給付金
概　要	公的健康保険に加入し働いている人が新型コロナウイルスに感染し、療養のため仕事を休んだことにより収入が得られなくなった場合には「傷病手当金」を受け取れます。 【支給要件】 〇新型コロナウイルスに感染及び感染が疑われる症状があるために自宅で療養した期間が４日以上あること。 〇新型コロナウイルスの感染拡大措置として、医療機関を受診できず医師の意見書がない場合でも、療養のために働けなかったことを証明する事業主の書類があれば、支給の対象として扱うことにしています。 ※　職場でほかの人が感染したために休業した場合は対象とはなりません。 ※　濃厚接触者になった場合も、療養が必要な状態にならなければ対象となりません。
お問い合わせ	制度や手続きについての詳細は、勤務先や加入している公的健康保険に問い合わせて下さい。 どの公的健康保険に加入しているかは、みなさんが持っている保険証に記されています。 釜石市国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者の方は下記へお問い合わせください。 釜石市役所 市民課　国保年金係・医療給付係 ２７－８４５０

制度の名称	**公共料金の支払い期限の延長**
支援の種類	納期延長
概　要	新型コロナウイルスの感染拡大の影響で公共料金の支払いが難しくなった場合、支払い期限を延長することもできます。いずれも、申し出が必要です。 **【電気・ガス料金　１か月延長】** 大手電力会社と大手ガス会社は、料金の支払い期限を１か月延長する対応をとっています。 また、料金の支払いが遅れた場合にただちに電気やガスが止められることがないよう、政府は柔軟な対応を事業者に要請しています。 詳しくは、契約している電力会社やガス会社にご確認ください。 **【水道料金・下水道使用料について】** 市では、上下水道料金のお支払いに関する相談をお受けしています。 期日までに上下水道料金をお支払いいただくことが難しい場合などには、市水道事業所までご相談ください。　**釜石市 水道事業所 ２３－５８８１** **【ＮＨＫ受信料】** ＮＨＫの受信料を期日までにお支払いいただくことが難しい場合などには、盛岡放送局の窓口までご相談ください。 **盛岡放送局（営業）岩手県全域**
お問い合わせ	上記、各所へ

制度の名称	**国民健康保険税の減免**
支援の種類	減免
概　要	**※受付開始は７月の予定です。お手元に国民健康保険税の納税通知書が届いてから手続きしてください。** 主たる生計維持者の収入が一定以上減少した世帯など次の基準に該当する場合、申請により国民健康保険税を減免します。 【対象世帯】 ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の要件全てに該当する世帯 要件　ア～ウは、全て世帯の主たる生計維持者について ア　事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の 10 分の 3 以上であること。 イ　前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。 ウ　減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。 ※対象外となる場合 1　国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」）に該当する方は、新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免ではなく、非自発的失業者の保険税軽減制度が適用になります。非自発的失業者の保険税軽減制度の申請がお済でない方は、申請してください。 2　世帯の主たる生計維持者の減少する見込みの事業収入等に係る前年の所得額が 0 円やマイナスだった場合には、10 分の 3 以上の減収があっても減免対象外となります。 【減免対象となる保険税】 令和 3 年度分の保険税であって、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定されているもの。 【減免額】 対象世帯①に該当する場合　対象保険税額の 10 分の 10 対象世帯②に該当する場合　次の減免額の算定により算出した対象保険税額に世帯の主たる生計維持者の令和 2 年の合計所得金額に応じた減免割合を乗じた額 減免額の算定 対象保険税額＝A×B/C A　世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B　世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 C　世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額 | 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合
300 万円以下の場合	10 分の 10
300 万円を超え 400 万円以下の場合	10 分の 8
400 万円を超え 550 万円以下の場合	10 分の 6
550 万円を超え 750 万円以下の場合	10 分の 4
750 万円を超える場合	10 分の 2 | ※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全額が減免となります。 ※非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定します。 ア　C の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得 イ　世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得 【申請方法及び申請期限】

	申請書類を税務課市民税係に提出又は郵送してください。 送付先　〒026-8686　釜石市只越町3丁目9番13号　釜石市税務課市民税係宛て 令和4年3月31日まで 【申請書類】 対象世帯①②共通　減免申請書、本人確認書類 対象世帯①に該当する場合　診断書の写し 対象世帯②に該当する場合 1. 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の申告書 2. 世帯の主たる生計維持者の今年の月別の収入が分かる書類（事業帳簿、給与明細の写し等）※申請月の前月までは実収入金額、申請月から12月までは収入見込額となります。 3. 事業の廃止又は失業の場合は、廃業等の届出書、離職票等当該事項を確認できる書類の写し
お問い合わせ	釜石市役所 税務課　市民税係 ２７－８４８１

制度の名称	**国民年金保険料の免除**
支援の種類	猶予・免除
概　要	新型コロナウイルス感染症の影響のため、収入が減少したことにより国民年金保険料の支払いが困難な場合、保険料を免除することができます。 【対象者】　新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金保険料の免除基準に該当する人 【対象期間】令和2年2月分から令和4年6月分（令和3年7月分以降は予定）
お問い合わせ	宮古年金事務所　０１９３－６２－１９６３ 釜石市役所 市民課　国保年金係 ２７－８４５０

制度の名称	**後期高齢者医療保険料の減免**
支援の種類	減免
概　要	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した人などが次の基準に該当する場合、申請により後期高齢者医療保険料を減免します。 【減免対象となる人】 ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の人 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア～ウまでの全ての要件に該当する人 要件　ア～ウは、全て世帯の主たる生計維持者について ア　事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること。 イ　前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 ウ　減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 ※事業を廃止し、又は失業した場合は、ア～ウまでの全ての要件にかかわらず、対象保険料額の全額が免除となります。 【減免対象となる保険料】 令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。 【減免額】 減免対象となる人①に該当する場合　対象保険料額の全額を免除 減免対象となる人②に該当する場合　次の減免額の算定により算出した対象保険料額に世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じた額

減免額の算定

対象保険料額＝A×B/C

A　後期高齢者医療被保険者について算定した保険料額

B　世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C　世帯の主たる生計維持者及び世帯の後期高齢者医療被保険者全員の前年の合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合
300 万円以下	100 パーセント
300 万円を超え 400 万円以下	80 パーセント
400 万円を超え 550 万円以下	60 パーセント
550 万円を超え 750 万円以下	40 パーセント
750 万円を超え 1000 万円以下	20 パーセント

【申請方法及び申請期限】

申請書類を市民課医療給付係に提出又は郵送してください。

送付先　〒026-8686　釜石市只越町 3 丁目 9 番 13 号　釜石市市民課医療給付係宛て

※申請期限は、令和 4 年 3 月 31 日までとなります。

【申請書類】

減免対象となる人①②共通　減免申請書、本人確認書類

減免対象となる人①に該当する場合　診断書の写し

減免対象となる人②に該当する場合

1．世帯の主たる生計維持者の前年の収入及び所得を確認できる書類の写し（確定申告書又は住民税申告書、収益が分かる帳簿、源泉徴収票、給与明細書等）

2．世帯の主たる生計維持者の所得見積額を証明する書類（給与明細書、収益が分かる帳簿、雇用保険給付金が分かる書類等）※申請月の前月までは実収入金額、申請月から 12 月までは収入見込額となります。

3．事業を廃止し、又は失業したことを確認できる書類の写し（休廃業の届書、廃業証明書、離職証明書等）

お問い合わせ	釜石市役所 市民課 医療給付係 ２７－８４５０

制度の名称	**介護保険料の減免**
支援の種類	猶予・減免
概　要	新型コロナウイルス感染症の影響により次に該当する方は、申請に基づき介護保険料の減免が受けられます。 １　新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合 →保険料額全部 ２　新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア、イ双方に該当する場合 →前年の合計所得金額に応じ、対象保険料額の全部（10 分の 10)、または 10 分の 8 を減免 対象保険料額は、所得全体におけるコロナウイルス関連で減収が見込まれる所得の割合で計算します。 ※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部が免除されます。 ア　事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年より３割以上であること イ　減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。 ○対象となる保険料 令和 3 年 4 月以降分について検討中
お問い合わせ	釜石市役所 高齢介護福祉課　２２－０１７８

制度の名称	**【支援金・給付金（国)】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金**
支援の種類	支援金・給付金
概　要	新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた方が、事業主から休業手当等の支払いを受けることができなかった場合は、「休業支援金・給付金」を申請することができます。 【支給対象者】 ・中小企業に雇用される方 令和２年４月１日から令和３年６月 30 日までの間に、事業主の指示により休業し、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方 ・大企業に雇用される方 以下の（１）（２）の期間について、大企業に雇用されるシフト制労働者等であって、事業主の指示により休業し、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方 （１）令和２年４月１日から令和２年６月 30 日まで （２）令和３年１月８日から令和３年６月 30 日まで 【支給額】 休業前賃金の８割 ・令和２年４月１日から令和３年４月 30 日まで　日額上限 11,000 円 ・令和３年５月１日から令和３年６月 30 日まで　日額上限 9,900 円
お問い合わせ	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター　０１２０－２２１－２７６

制度の名称	**福祉的就労者支援金事業**
支援の種類	給付金
概　要	新型コロナウイルス感染症の影響で、販売機会や受注作業の減少などにより収入減となっている福祉的就労に従事している障がい者に支援金を給付します。 【支給対象者】　令和 2 年度に就労継続支援事業所を利用している障がい者 【給付額】　　30,000 円
お問い合わせ	釜石市役所 地域福祉課　　２２－０１７７

（２）学生への支援策

制度の名称	**修学支援新制度**
支援の種類	奨学金等
概　要	新型コロナウイルスの感染拡大により、家計が急変した大学生や短大生、それに、高等専門学校などに通う学生には、授業料の減免や、給付型の奨学金が支給される「修学支援新制度」があります。 【申請に必要なものは】 家計を支える父母などが、新型コロナウイルスの影響で失職したり、収入が減ったりした場合を想定していて、災害時のり災証明書の代わりに、国や自治体が実施する公的支援の受給証明書などが必要です。 【申請はいつでも可能】 申請はいつでも可能で、申し込みの案内を学校で受け取り、必要な書類を揃えて提出します。奨学金は、インターネットで申し込むということで、認定されれば、速やかに支給されるということです。 このほか、貸与型の奨学金もあります。
お問い合わせ	問い合わせは、各学校の奨学金窓口のほか、日本学生支援機構の奨学金相談センターで平日の午前９時から午後８時まで受け付けています。 日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301

制度の名称	**・釜石市育英会奨学生の追加募集** **・釜石市育英会奨学金の返還猶予**
支援の種類	奨学金等
概　要	【釜石市育英会奨学生の追加募集】 次の①～③の要件を全て満たす人　※募集期間　令和３年６月１日から令和４年２月28日まで ①令和３年６月１日現在、高校または大学等（大学、短期大学、専門学校、大学院）に在学中の人 ②保護者または本人が市内に住所を有し、かつ優れた資質を有しながら経済的理由により就学困難と認められる人 ③他の貸付型の奨学金を利用していない人 ○貸与月額　　高校 16,000 円以内　/　大学等 45,000 円以内 【釜石市育英会奨学金の返還猶予】 令和４年３月分までの返還猶予期間を設けます。次の①または②の要件を満たす人で、猶予を希望する場合はご連絡ください。 ①奨学生であった人が、さらに上級の学校に進学したとき、その在学期間 ②疾病その他の正当な事由（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経済状況が悪化したなど）による、その相当の期間
お問い合わせ	釜石市教育委員会事務局総務課　２２－８８３２

制度の名称	**・かまいし学生エール便**
支援の種類	現物支給
概　要	生活が不安定になっている学生へ、市内特産物を送付することで、学生と事業者の双方を支援するもの。今年度は通常セットのほか特産品の一部を生理用品に変更したレディースセットを用意し、選択可能とした。 【対象】 ・釜石市出身の学生 ・岩手大学釜石キャンパスに通っている学生
お問い合わせ	釜石市役所　商工観光課　移住定住相談センター　２７－７２２２

（３）住宅に関する支援策

制度の名称	**住居確保給付金**
支援の種類	給付金
概　要	休業などに伴う収入の減少により家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている人を救済するため、原則３か月、最大９か月の家賃相当額を基準額の範囲内で家主に給付 ○給付額 ＊資産が一定額以内で収入基準額を超えない場合に給付　（単位：円）
お問い合わせ	釜石市役所　地域福祉課　２２－０１７７

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入基準額（月額）	109,000	152,000	180,000	215,000	249,000
資産基準額	468,000	690,000	840,000	1,000,000	1,000,000
給付限度額	**40,000**	**43,000**	**47,000**	**50,000**	**53,000**

（４）妊産婦の方への支援策

制度の名称	**妊産婦家事支援サービス**
支援の種類	支援サービス
概　要	新型コロナウイルス感染症の拡大により、里帰り出産ができないため、家族や親族による支援が受けられない妊産婦を対象として、産前・産後期を安心して過ごせるように、家事などの支援サービスを提供します。 ○対象 令和２年６月１日から令和３年３月 31 日までに出産予定または出産された妊産婦 ○支援サービスの内容 掃除、洗濯、買い物などの支援 ○サービスを利用できる期間 月に４回までの利用を上限とし、出産予定日または出産した日を基準日として、前後合わせて６ヶ月が限度 ○利用料 費用負担はありません。（ただし基本サービスの範囲内） ○利用方法 下記にお問い合わせ願います。
お問い合わせ	釜石市役所　健康推進課　２２－０１７９

（５）事業者（中小企業者・小規模事業者）向け支援策

●給付金・事業継続支援（国）

制度の名称	**月次支援金**
支援の種類	給付金
概　要	以下の①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。 ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。 ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売り上げが 2019 年又は 2020 年の同じ月と比べて 50%以上減少していること。 【支給額】 支給額＝（2019 年又は 2020 年の基準月の売上）－（2021 年の対象月の売上） 中小法人等：上限 20 万円/月 、個人事業者等：10 万円/月 【申請期間】 ４月/5 月分：令和３年６月 16 日～同年８月 15 日 ６月分：令和３年７月１日～同年８月 31 日
お問い合わせ	相談窓口　0120-211-240　（ＩＰ専用回線　03-6629-0479）　受付時間：8：30～19：00

●補助金・事業継続支援（国）

制度の名称	**小規模事業者持続化補助金**
支援の種類	補助金
概　要	■通常枠 小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援するもの 【補助対象者】 小規模事業者等 【補助額】 補助率：2/3、補助上限額：50 万円 【公募スケジュール】 第 5 回受付締切：令和 3 年 6 月 4 日（金）当日消印有効 第 6 回受付締切：令和 3 年 10 月 1 日（金）当日消印有効 第 7 回受付締切：令和 4 年 2 月 4 日（金）当日消印有効
お問い合わせ	■通常枠 ・全国商工会連合会　03-6670-2540　　・日本商工会議所　03-6747-4602 ・釜石商工会議所　　22-2434 ■低感染リスク型ビジネス枠 ・小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）コールセンター　03-6731-9325 ・釜石商工会議所　　22-2434

●補助金・事業継続支援（国）

制度の名称	**事業再構築補助金**
支援の種類	補助金
概　要	【支給要件】 ・申請前の直近６ヶ月間のうち、任意の３か月の合計売上高が、コロナ以前の同３か月の合計売上高と比較して 10%以上減少している ・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む ・補助事業終了後３～５年で付加価値額の年率平均 3.0%（一部 5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%（一部 5.0%）以上増加の達成 【支給対象者】 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組み、事業再編又はこれらの取組みを通じた規模の拡大等を目指す中小企業等 【補助額】 事業転換等に要する経費を補助 補助率：2/3 又は 1/2、補助上限額：100 万円～1 億円
お問い合わせ	中小企業庁　経営支援部　技術・経営革新課　０３－３５０１－１８１６

●補助金・事業継続支援（岩手県）

制度の名称	**地域企業経営支援金支給事業**
支援の種類	補助金
概　要	令和 2 年 11 月から令和 3 年 3 月までの期間において、感染症対策に取り組みながら事業を継続し、売上が前年同月比で 50%以上減少、又は連続する 3 か月の売上の合計が前年同期比で 30%以上減少している中小企業者等に支援金を支給するもの。 【対象業種】 宿泊業、飲食業、小売業、その他サービス業 等 【支給額】 1 店舗等あたり最大 40 万円 ［注］（複数店舗等の場合）最大／中小法人等：200 万円 、個人事業者：100 万円
お問い合わせ	岩手県　経営支援課　０１９－６２９－５５４７

●補助金・事業継続支援（釜石市）

制度の名称	**釜石市中小企業等事業再構築促進事業補助金**
支援の種類	補助金
概　要	【支給対象者】 国の事業再構築補助金の交付を受ける中小企業等 【補助額】 事業再構築補助金に係る事業経費のうち自己負担分を補助
お問い合わせ	釜石市役所　商工観光課　２７－８４２１

●補助金・事業継続支援（釜石市）

制度の名称	**地域交通運行支援事業**
支援の種類	補助金
概　要	新型コロナウイルス感染症の影響により甚大な影響を受けているタクシー業者及び運転代行業者を支援するため、利用料金の割引を行った業者に対し補助金を交付するもの。
お問い合わせ	・釜石市役所 商工観光課　　２７－８４２１

●補助金・事業継続支援（釜石市）

制度の名称	**起業支援事業補助金**
支援の種類	補助金
概　要	○ 新事業所整備事業 　市内で事業所を整備して新たに事業を展開する事業者や、新分野展開、業種・業態・事業転換、事業再編等に伴う新事業所整備を行う事業者を対象に、開業時等の負担を軽減することで経営の安定を図るため、必要な経費の一部を補助するもの。 【補助対象者】 　中小企業者等 【補助対象経費】 　施設設備整備費、テナントの家賃・土地代・光熱水費 【補助率】 　１／２ ○ 視察旅行等推進事業 　市内経済の活性化や企業等誘致に繋げるため、視察旅行等を目的として市内に訪れる事業者に対し、交通費及び宿泊費の一部を補助するもの。 【補助対象者】 　市外事業者 【補助対象経費】 　往復交通費、市内宿泊費 【補助率】 　１／２
お問い合わせ	釜石市役所　商工観光課　２７－８４２１

●補助金・事業継続支援（釜石市）

制度の名称	**地域商業活性化支援補助金**
支援の種類	補助金
概　要	商店街団体等が実施する商店街等の活性化・魅力向上に向けた調査、計画策定、環境整備等の取り組みに対し、その費用を補助するもの。 【補助対象者】 　商店街団体等 【補助対象経費】 　・ソフト事業　調査・分析、計画策定、商材開発・販路開拓・ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ制作等に係る経費 　・ハード事業　施設設備の環境整備に係る経費 【補助率】 　９／１０
お問い合わせ	釜石市役所　商工観光課　２７－８４２１

●資金繰り支援（日本政策金融公庫）

制度の名称	**新型コロナウイルス感染症特別貸付**
支援の種類	融資（貸付）
概　要	【融資対象者】 　新型コロナウイルス感染症の影響で、最近１か月間等の売上高又は最近１か月を含む過去６か月の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期比５％以上減少した事業者他 【融資限度額（別枠）】中小事業：6 億円　国民事業：8,000 万円 【貸付期間】設備資金：20 年以内　運転資金：15 年以内　【うち据置期間】5 年以内 【金利】当初 3 年間、基準金利▲0.9％　4 年目以降基準金利 （利下げ限度額　中小事業：3 億円　国民事業：6,000 万円） ※ 特別利子補給制度を併用することで実質無利子化（3 年間）
お問い合わせ	●日本政策金融公庫盛岡支店　０１９－６２３－４３７６ ●日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル　０１２０－１５４－５０５

●資金繰り支援（日本政策金融公庫）

制度の名称	**新型コロナウイルス対策マル経融資**
支援の種類	融資（貸付）
概　要	【融資対象者】 　新型コロナウイルス感染症の影響で、最近１か月間等の売上高又は最近１か月を含む過去６か月の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期比５％以上減少し、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者 【融資限度額（別枠）】1,000 万円 【貸付期間】設備資：10 年以内(うち据置 4 年以内)　運転資金：7 年以内(うち据置 3 年以内) 【金利】当初 3 年間、基準金利▲0.9％　4 年目以降基準金利 ※ 特別利子補給制度を併用することで実質無利子化（3 年間）
お問い合わせ	●釜石商工会議所　２２－２４３４ ●日本政策金融公庫盛岡支店　０１９－６２３－４３７６ ●日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル　０１２０－１５４－５０５

●資金繰り支援（商工組合中央金庫）

制度の名称	**危機対応融資**
支援の種類	融資（貸付）
概　要	【融資対象者】 　新型コロナウイルス感染症の影響で、最近１か月間等の売上高又は最近１か月を含む過去６か月の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期比５％以上減少した事業者他 【融資限度額】6 億円 【貸付期間】設備資金：20 年以内　運転資金：15 年以内　【うち据置期間】5 年以内 【金利】当初 3 年間、基準金利▲0.9％　4 年目以降基準金利（利下げ限度額：3 億円） ※ 特別利子補給制度を併用することで実質無利子化（3 年間）
お問い合わせ	●商工組合中央金庫相談窓口　０１２０－５４２－７１１

●資金繰り支援（日本政策金融公庫）

制度の名称	**生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付**
支援の種類	融資（貸付）
概　要	【融資対象者】 　新型コロナウイルス感染症の影響で、最近１か月間等の売上高又は最近１か月を含む過去６か月の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期比５％以上減少した生活衛生関係事業者 【融資限度額（別枠）】8,000 万円 【貸付期間】設備資金：20 年以内　運転資金：15 年以内　【うち据置期間】5 年以内 【金利】当初 3 年間、基準金利▲0.9％　4 年目以降基準金利（利下げ限度額：6,000 万円） ※ 特別利子補給制度を併用することで実質無利子化（3 年間）
お問い合わせ	●日本政策金融公庫盛岡支店　０１９－６２３－４３７６ ●日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル　０１２０－１５４－５０５

●資金繰り支援（日本政策金融公庫）

制度の名称	**新型コロナウイルス対策衛経融資**
支援の種類	融資（貸付）
概　要	【融資対象者】 　新型コロナウイルス感染症の影響で、最近１か月間等の売上高又は最近１か月を含む過去６か月の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期比５％以上減少し、生活衛生同業組合などの経営指導を受けた生活衛生関係小規模事業者 【融資限度額（別枠）】1,000 万円 【貸付期間】設備資金：10 年以内(うち据置 4 年以内)　運転資金：7 年以内(うち据置 3 年以内) 【金利】当初 3 年間、基準金利▲0.9％　4 年目以降基準金利 ※ 特別利子補給制度を併用することで実質無利子化（3 年間）
お問い合わせ	●日本政策金融公庫盛岡支店　０１９－６２３－４３７６ ●日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル　０１２０－１５４－５０５

●資金繰り支援

制度の名称	**特別利子補給制度**
支援の種類	融資（利子補給）
概　要	【適用対象者】 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」「危機対応融資」「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策衛経融資」により借入を行った中小企業者で、借入時点の最近１か月等、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近１か月を含む過去６か月間の平均売上高を、前３年のいずれかの年の同期と比較し、以下の要件を満たす方 ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人事業者）：15%以上減少 ③中小企業者（上記①②を除く）：20%以上減少 【利子補給期間】借入後当初 3 年間 【補給対象上限】中小事業・危機対応融資：3 億円　その他：6,000 万円 【申請方法】 申請書類を事務局宛て専用封筒にて郵送してください。申請書類及び専用封筒は、順次、貸付を受けた金融機関等から交付・郵送されます。 ※ オンラインによる申請もできます。 【申請期限】令和 3 年 12 月 31 日（当日消印有効）

お問い合わせ	●独立行政法人中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局　０５７０－０６０５１５

●資金繰り支援（日本政策金融公庫）

制度の名称	**衛生環境激変対策特別貸付**
支援の種類	融資（貸付）
概　要	【融資対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で最近１か月の売上高が前年又は前々年の同期比 10%以上減少している旅館業、飲食店及び喫茶店を営む事業者 【融資限度額（別枠）】1,000 万円　（旅館業は 3,000 万円） 【貸付期間】運転資金７年以内（うち据置２年以内） 【金利】振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は基準金利▲0.9%
お問い合わせ	●日本政策金融公庫盛岡支店　０１９－６２３－４３７６ ●日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル　０１２０－１５４－５０５

●資金繰り支援（岩手県）

制度の名称	**岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金**
支援の種類	融資（貸付）
概　要	【融資対象者】　新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、危機関連保証の認定を受けている中小企業者 【融資限度額】8,000 万円 【貸付期間】10 年以内　【うち据置期間】２年以内 【融資利率】固定金利　年 1.4%以内／変動金利　年 1.2%以内 【保証料率】借主負担年 0.4% 【取扱期間】令和３年４月１日～令和４年３月 31 日
お問い合わせ	岩手県経営支援課金融担当　　０１９－６２９－５５４２

●資金繰り支援（岩手県）

制度の名称	**岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金（伴走支援資金）**
支援の種類	融資（貸付）
概　要	【融資対象者】　新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、セーフティネット保証４号、５号、危機関連保証のいずれかの認定を受けている中小企業者 【利用条件】経営行動に係る計画書を策定すること 【融資限度額】4,000 万円 【貸付期間】10 年以内　【うち据置期間】５年以内 【融資利率】固定金利　年 1.4%以内／変動金利　年 1.2%以内 【保証料率】借主負担年 0.2% 【取扱期間】令和３年４月１日～令和４年３月 31 日
お問い合わせ	岩手県経営支援課金融担当　　０１９－６２９－５５４２

●資金繰り支援（釜石市）

制度の名称	**釜石市中小企業振興資金融資**
支援の種類	融資（貸付）
概　要	【融資対象者】 信用保証協会の保証対象業種を営む市内中小企業者 【融資限度額】 小口・開業資金：1,250 万円、中口資金：3,750 万円、経営安定資金：2,500 万円 【貸付期間】設備資金：10 年以内、運転資金：7 年以内（経営安定資金は 10 年以内） 【うち据置期間】1 年以内 【融資利率】年 2.7%（3 年以内）、年 2.9%（3 年超） 市による利子補給後の実質負担率：0.85%～1.9% 【保証料率】年 0.45%～1.7%　市による保証料補給後の実質負担率：0%～0.5%
お問い合わせ	釜石市役所　商工観光課　２７－８４２１

●雇用支援（国）

制度の名称	**雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症特例措置）**
支援の種類	助成金
概　要	【内容】 従業員を一時的に休ませるなどして従業員の雇用を維持した事業者に対し、従業員への休業手当等の一部を助成 【特例措置】

適用期間	令和２年４月１日　～　令和３年６月 30 日
助成先	直近１か月の売上高等が５%以上減少した事業者
対象従業員	新規学卒者や雇用保険被保険者でない短時間労働者等を含むすべての従業員
助成率	中小企業４/５　（解雇等を行わなかった場合９/10）※助成率引き上げ措置あり
	大企業　２/３　（解雇等を行わなかった場合３/４）　※助成率引き上げ措置あり
助成額上限	対象従業員１人１日当たり 13,500 円
申請手続き	添付書類の削減、手続きの大幅な簡素化

※助成率の引き上げ措置

①地域特例

緊急事態宣言対象区域及びまん延防止等重点措置区域において、知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主

助成率：４/５（解雇等を行わなかった場合 10/10）　助成額上限：15,000 円

②業況特例

最近３か月の平均売上高等が前年又は前々年同期と比べ 30%以上減少した事業主

助成率：４/５（解雇等を行わなかった場合 10/10）　助成額上限：15,000 円

お問い合わせ	岩手労働局 職業対策課分室　助成金相談コーナー ０１９－６０６－３２８５ / ０１９－６０６－３２８６ ※　コールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 ０１２０－６０－３９９９（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

●猶予・事業継続支援（釜石市）

制度の名称	**市施設建物賃貸料の支払猶予**
支援の種類	猶予
概　要	売上高が前年同月比５％以上減少した事業者を対象に、市所有の事業者向け賃貸施設の賃貸料または使用料の当面３カ月分の支払期限を延長
お問い合わせ	釜石市役所　資産管理課　　２７－８４１６（市営貸工場） 釜石市役所　商工観光課　　２７－８４２１（シープラザ釜石、魚河岸テラス、うのすまい・トモス、釜石情報交流センター） 釜石市役所　都市計画課　　２７－８４３５（復興住宅併設店舗、市営釜石ビル事務所）

●猶予・事業継続支援（釜石市）

制度の名称	**税外収入の納付猶予**
支援の種類	猶予
概　要	売上高が減少し、セーフティーネット保証 5 号と同程度と認められる事業者 直営管理施設及び指定管理施設の税外収入の納付猶予
お問い合わせ	釜石市役所　商工観光課　　２７－８４２１

●助成金・事業継続支援（釜石市）

制度の名称	**釜石市新型コロナウイルス感染症対策かまいし宿泊エール割事業【第 3 弾】**
支援の種類	宿泊割引に対する助成金
概　要	新型コロナウイルス感染症予防のための外出自粛等により、当市を訪れる観光客数が減少しており、宿泊施設は甚大な影響を受けていることから、市内の宿泊施設が宿泊客に対し割引を行った場合、その割引分の一部を市が助成する。 **１．対象となる事業者** 釜石市内に所在し、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた宿泊施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く。 **２．助成の対象となる経費及び金額** （１）宿泊割引に対する助成　　2,000 円／1 人泊当たり **３．助成の対象となる宿泊者** 市内宿泊施設を利用した宿泊者（東北６県及び新潟県在住の宿泊者） **４．対象期間** 令和 3 年 7 月 1 日の宿泊から　令和 3 年 9 月 30 日の宿泊まで **５．その他** 国の GoTo トラベルキャンペーン等、他のキャンペーンとの併用も可能であるが、他のキャンペーン適用後の残額が 4,000 円以上であること。（最終的に宿泊者が支払う宿泊料が 2,000 円以上であること。）
お問い合わせ	釜石市役所 商工観光課　　２７－８４２１ 株式会社かまいしＤＭＣ　　２７－５２６０

●給付金・事業継続支援（釜石市）

制度の名称	**釜石市新型コロナウイルス感染症公共交通対策事業**
支援の種類	給付金
概　要	市内に本社（営業所）を置くバス事業者、タクシー事業者が保有する車両の維持管理に係る経費に対し給付 【給付額】 ○バス事業者：車両の保有台数が 10 台未満であれば 30 万円、10 台以上であれば 50 万円。 ○タクシー事業者：車両の保有台数が 10 台未満であれば 10 万円、10 台以上であれば 20 万円。
お問い合わせ	釜石市役所 生活環境課　　２７－８４５１

●税の軽減・特例措置（国）

制度の名称	**固定資産税の特例措置**
支援の種類	固定資産税の特例措置
概　要	【生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を追加し、適用期限を令和5年3月まで延長します。 「先端設備等導入計画」の認定を受けて、市税務課に認定書の写し等必要書類を提出してください。 詳しくは市ホームページをご覧ください。
お問い合わせ	釜石市役所 税務課　資産税係　　２７-８４８９

（６）農林漁業者向け支援策

●雇用支援（国）

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症特例措置）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>助成金</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td>【内容】
　従業員を一時的に休ませるなどして従業員の雇用を維持した事業者に対し、従業員への休業手当等の一部を助成
【特例措置】

<table>
<tr><td>適用期間</td><td>令和２年４月１日　～　令和３年６月 30 日</td></tr>
<tr><td>助成先</td><td>直近１か月の売上高等が５％以上減少した事業者</td></tr>
<tr><td>対象従業員</td><td>新規学卒者や雇用保険被保険者でない短時間労働者等を含むすべての従業員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">助成率</td><td>中小企業４/５　（解雇等を行わなかった場合９/10）※助成率引き上げ措置あり</td></tr>
<tr><td>大企業　２/３　（解雇等を行わなかった場合３/４）　※助成率引き上げ措置あり</td></tr>
<tr><td>助成額上限</td><td>対象従業員１人１日当たり 13,500 円</td></tr>
<tr><td>申請手続き</td><td>添付書類の削減、手続きの大幅な簡素化</td></tr>
</table>
※助成率の引き上げ措置
①地域特例
緊急事態宣言対象区域及びまん延防止等重点措置区域において、知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主
助成率：４/５（解雇等を行わなかった場合 10/10）　助成額上限：15,000 円
②業況特例
最近３か月の平均売上高等が前年又は前々年同期と比べ 30%以上減少した事業主
助成率：４/５（解雇等を行わなかった場合 10/10）　助成額上限：15,000 円</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>岩手労働局 職業対策課分室　助成金相談コーナー
０１９－６０６－３２８５ / ０１９－６０６－３２８６
※　コールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
０１２０－６０－３９９９（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））</td></tr>
</table>

●助成金（国）

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>小学校休業等対応助成金</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>助成金</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td>　コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成

【支給額】
休暇中に支払った賃金相当額　×　10/10
・令和２年２月 27 日から令和２年３月 31 日までの有給休暇
１日あたり助成額上限：8,330 円
・令和２年４月１日から令和３年３月 31 日までの有給休暇
１日あたり助成額上限：15,000 円</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター　0120-60-3999
※受付時間９：00～21：00（土日祝日含む）</td></tr>
</table>

●雇用支援（国）

制度の名称	外国人技能実習生等に対する雇用維持支援
支援の種類	雇用支援
概　要	新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習の継続困難になった技能実習生・特定技能外国人等の再就職を支援。 また、技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野への就労を支援。 【付与される在留資格】　特定活動（就労可能） 【在留期間】　最大１年 【要件】　申請人の報酬額や特定技能、外国人の意向などの要件あり
お問い合わせ	出入国在留管理庁　03-3580-4111（代表）

●給付金（国）

制度の名称	農業労働力確保緊急支援事業
支援の種類	交付金 https://www.maff.go.jp/j/newfarmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html
概　要	【支援対象】 新型コロナウィルス感染症の影響で、予定していた人材が来られず、農作業にあたって人手不足になった経営体 【支援内容】 代わりの人材を雇用等した際の掛かり増し経費を支援 ・交通費 ３万円以内/月　・宿泊費 6 千円以内/泊　・保険料 実費 ・労賃　500 円以内/時間（１日 10 時間以内） 【対象期間】 令和２年４月１日から令和３年６月３０日
お問い合わせ	全国農業会議所 サポートセンターフリーコール 0120-150-055（平日 午前９時～午後５時）

●資金繰り支援（無利子・無保証等）

制度の名称	農業制度資金
支援の種類	農林漁業セーフティネット資金 （運転資金が必要な方）農業近代化資金（新しい施設や機械等を購入して経営を改善したい方）スーパーL 資金（同上）経営体育成強化資金（同上）農林漁業施設資金（同上）農業経営負担軽減支援資金 （負債の償還が困難な方）
概　要	新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに支障が生じないよう各機関で必要な支援を行います。
お問い合わせ	お付き合いのある融資機関（JA、信連、銀行、信金、信組） 事業資金相談ダイヤル （株）日本政策金融公庫 0120-154-505（平日 9 時から 17 時）

（７）その他の支援策

●低所得の子育て世帯への生活支援（国）

制度の名称	**子育て世帯生活支援特別給付金**
支援の種類	給付金
概　要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、所得が一定水準を下回る子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。 【支給対象者】 ①　児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯） ②　①以外の住民税非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯） ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ ・18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（障がい児の場合は 20 歳未満） ・令和 3 年 4 月以降令和 4 年 2 月末までに生まれる新生児も対象とする 【給付額】　児童１人当たり一律５万円 【申請期限】　令和 4 年 2 月 28 日(月)まで 【支給対象者詳細】 ①　ひとり親世帯 ア　令和 3 年 4 月分の児童扶養手当受給者の方　➡令和 3 年 4 月 30 日支給済み イ　公的年金等を受給していることにより、令和 3 年 4 月分の児童扶養手当の支給を受けていない方　※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。(要申請) ウ　令和 3 年 4 月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（要申請） ②　その他世帯 エ　令和 3 年 4 月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である方（申請不要） オ　エのほか、対象児童の養育者であって、以下のＡ、Ｂいずれかに該当する方（要申請） Ａ　令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である方 Ｂ　新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者） ※「①ひとり親世帯」に該当すると思われる方は、釜石市役所子ども課へお問合せ下さい。添付書類等についてご案内いたします。 ※「②その他世帯」の申請方法等については、今後、市広報や市ホームページ等でお知らせいたします。
お問い合わせ	・釜石市役所 子ども課　22-5121 ・厚生労働省 【ひとり親世帯】低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）コールセンター 0120-400-903 【その他世帯（ひとり親世帯以外の世帯)】低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分以外の子育て世帯分）コールセンター 0120-811-166

●活動支援（釜石市）

制度の名称	**新型コロナウイルス感染症影響調査補助金**
支援の種類	補助金
概　要	現状に適合した支援体制を構築するため、釜石商工会議所が行う市内事業者を対象とした新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査に係る費用を補助する。
お問い合わせ	釜石市役所 商工観光課　　２７－８４２１

●地域経済活性化支援（釜石市）

制度の名称	**キャッシュレス決済ポイント還元事業**
支援の種類	キャッシュレス決済に対するポイント還元
概　要	低迷した地域経済の活性化や買い物時の感染リスクの低減、交流人口の拡大のため、キャッシュレス事業者と連携し、市内対象店舗での買い物に際してポイントを付与する。 ・事業者：PayPay（株） ・実施期間：令和３年４月１日～令和３年５月 15 日 ・還元率：20％ ・付与上限：一回 4,000 円相当、期間中 20,000 円相当 ・対象店舗：対象となるキャッシュレス決済を導入し、本事業に参加表明した市内店舗
お問い合わせ	釜石市役所 商工観光課　　２７－８４２１

●障がい者の雇用等支援（釜石市）

制度の名称	**福祉エール便事業【新規】**
支援の種類	現物支給
概　要	新型コロナウイルス感染症の影響による家計への負担を軽減するため、市内業者及び障がい事業所で取り扱う商品を福祉エール便として発送します。 【対象世帯】 令和２年度住民税非課税世帯で課税者の扶養親族になっていない世帯 （公的年金のみで生活を維持している世帯、生活保護受給世帯を除く）
お問い合わせ	釜石市役所 地域福祉課　　２２－０１７７

●活動支援（釜石市）

制度の名称	**かまいしオンラインショッピングモール開設支援事業補助金（予定）**
支援の種類	オンラインショップ出店による事業者の販路拡大
概　要	通販大手のサイトに開設している市オンラインショッピングモールに、開設後も事業者の出店希望があることから、更なる事業者支援、消費喚起のため、ＰＲの強化や商品ページ作成にかかる費用を助成。 ・補助先：（株）かまいしＤＭＣ
お問い合わせ	釜石市役所 商工観光課　　２７－８４２１

●市民向け商品券（釜石市）

制度の名称	**新型コロナウイルス感染症対策かまいしエール券事業【第２弾】**
支援の種類	プレミアム付き券
概　要	**１.販売価格** 5,000 円 **２.かまいしエール券の内容** 1 冊 14 枚綴り （500 円の共通商品券×10 枚、食事券×4 枚　計 7,000 円分利用可能） **３.販売期間** 令和 3 年 6 月 1 日　～　売切れ次第終了 **４.利用期間** 令和 3 年 6 月 1 日　～　令和 3 年 12 月 31 日 **５.販売方法** 世帯主宛てに送付した購入引換券と身分証明書、代理人の場合は代理人の身分証明書を持って、各かまいしエール券販売場所で購入してください（※1 世帯 1 冊まで） **６.販売場所** 各地区生活応援センター（釜石地区を除く）、市商工観光課、釜石観光総合案内所、市内各スーパー（イオン、マイヤ、キクコー、ジョイス、みずかみ） **７.かまいしエール券取扱店舗** 取扱店舗に登録した事業者
お問い合わせ	釜石市役所 商工観光課　　２７－８４２１

■市民の方向け相談窓口

相談窓口名	組織・団体名	電話番号等	対応時間	主な相談内容等
国の相談窓口				
岩手労働局 特別労働相談窓口	雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー	0120-980-783 019-604-3002	平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分	コロナウイルス感染症の影響による雇止めに関する相談や、職場・労働問題に関する様々なトラブルに関する相談を受け付けます。
	釜石労働基準監督署	２３－０６５１	平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分	新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、休暇制度に関する労働相談や、賃金等労働条件に関する相談などを受け付けます。
	ハローワーク釜石	２３－８６０９	平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分	職業相談、紹介等に関する相談を受け付けます。
新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）	厚生労働省	0120-565653	午前 9 時 ～ 午後 9 時	新型コロナウイルス感染症に関する相談を受け付けます。
聴覚に障害のある方・電話による相談が難しい方向け相談窓口	厚生労働省	03-3595-2756 （FAX） corona-2020@mhlw.go.jp （メール）	午前 9 時 ～ 午後 9 時	聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は左記 FAX・メールアドレスをご利用いただくか、全日本ろうあ連盟ホームページをご覧ください。
岩手県の相談窓口				
一般の相談窓口	岩手県 釜石保健所	２５－２７１０	平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分	新型コロナウイルス感染症に関する一般相談を受け付けます。

発熱などの症状がある方の窓口	受診・相談センター	電話 019-651-3175 ファクス（岩手県庁医療政策室） 019-626-0837	24 時間	電話での相談を通じ、疑い例に該当する方を「帰国者・接触者外来」に受診させるよう調整を行うため、コールセンターを設置しています。

外国人向け 相談窓口	NAGANO 多言語 （たげんご） コールセンター	0120-691-792	24 時間	新型コロナウイルスに関して主に外国人を対象（17 言語対応）に相談を受け付けます。 ＜相談（そうだん）のしかた＞ 0120-691-792 に電話（でんわ）する。 通訳（つうやく）の会社（かいしゃ）にかかります。24 時間（じかん）17 言語（げんご）で相談（そうだん）できます。 相談専用（そうだんせんよう）の電話番号（でんわばんごう）026-235-7277 につないでもらうよう話（はな）す。 通訳（つうやく）してもらいながら、保健師（ほけんし）などの専門（せんもん）の職員（しょくいん）に相談（そうだん）できます。
聴覚に障がいのある方・電話による相談が難しい方向け相談窓口	岩手県立視聴覚障がい者情報センター	電話 019-606-1743 ファクス 019-606-1744	午前 9 時 ～ 午後 8 時 休館日 毎月末日（土日にあたる場合は金曜日）	聴覚に障がいのある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は左記 FAX 番号をご利用ください。
こころの相談電話	岩手県精神保健福祉センター	電話 019-622-6955	平日 9 時 ～ 午後 9 時	新型コロナウイルスの問題に起因し、「眠れない」「不安で落ち着かない」など気分のすぐれない方からの心の健康に関する相談を、精神保健福祉センターでお受けしています。 対応に従事する医療関係者など、支援者も含めどなたでも相談できます。
社会福祉施設等・利用者向けの新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口	岩手県福祉総合相談センター	電話 019-629-9600 ファクス 019-629-9601	平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分	新型コロナウイルス感染症に係る事業所の運営に関するご相談等をお受けします。社会福祉施設等を利用されている方やご家族の方も相談できます。

人権相談	岩手県 人権相談所 （盛岡地方法務局）	019-624-1141	平日８時 30 分 ～ 午後５時 15 分	人権に関する相談全般を受け付けます。
	みんなの人権 110 番 （全国共通）	0570-003-110	平日８時 30 分 ～ 午後５時 15 分	人権に関する相談全般を受け付けます。
	子どもの人権 110 番 （全国共通）	0120-007-110	平日８時 30 分 ～ 午後５時 15 分	子どもの人権に関する相談全般を受け付けます。
	外国語 人権相談ダイヤル （全国共通）	0570-090-911	平日９時 ～ 午後５時	日本語を自由に話すことができない方からの人権相談全般を受け付けます。
釜石市の相談窓口				
新型コロナウイルス感染症総合相談窓口 （保健・医療）	釜石市役所 健康推進課	２２－０１７９	平日８時 30 分 ～ 午後５時 15 分	新型コロナウイルス感染症に関する保健・医療分野の総合相談窓口です。
釜石市立公立学校に関する相談窓口	釜石市教育委員会 学校教育課	２２－８８３３	平日８時 30 分 ～ 午後５時 15 分	釜石市立小中学校の休校に伴う、児童生徒の心配事などの相談を受け付けます。
公民館活動や地域での活動に関する相談窓口	釜石市役所 まちづくり課	２７－８４５４	平日８時 30 分 ～ 午後５時 15 分	新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向け、公民館活動や地域での活動（会議・行事の実施方法など）についての相談を受け付けます。
消費生活に関する相談	釜石市役所 生活環境課 (釜石市 消費生活センター)	２２－２７０１	平日８時 30 分 ～ 午後５時 15 分	新型コロナウイルス感染症に便乗した、悪質商法や、ワクチン接種を口実として金銭や個人情報を騙し取ろうとする詐欺等に関する相談を受け付けます。
納税に関する相談	釜石市役所 税務課	２７－８４１７	平日８時 30 分 ～ 午後５時 15 分	営業収入等が減少し、市税・国民健康保険税の納税が出来ない場合の納税相談を受け付けます。

介護保険料に関する相談	釜石市役所 高齢介護福祉課	２２－０１７８	平日８時30分 ～ 午後５時15分	営業収入等が減少し、介護保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。
後期高齢者医療保険料に関する相談	釜石市役所 市民課	２７－８４５０	平日８時30分 ～ 午後５時15分	営業収入等が減少し、後期高齢者医療保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。
国民年金保険料に関する相談	釜石市役所 市民課	２７－８４５０	平日８時30分 ～ 午後５時15分	営業収入等が減少し、国民年金保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。
上下水道料金に関する相談	釜石市 水道事業所	２３－５８８１	平日８時30分 ～ 午後５時15分	営業収入等が減少し、水道料金、下水道使用料の納付が困難な場合の納付相談を受け付けます。
生活全般に関する相談窓口	釜石市役所 地域福祉課	２２－０１７７	平日８時30分 ～ 午後５時15分	新型コロナウイルス感染症に関して、生活全般の困りごとに対し相談を受け付けます。

【このガイドブックに関する問い合わせ先】

釜石市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

（ 釜石市総務企画部　総務課 ）

〒 026 - 8686　釜石市只越町３丁目９番13号
電話 ２７－８４１１ / FAX ２２－２６８６
e-mail ： soumu@city.kamaishi.iwate.jp